

庄原市ふるさと応援寄附金記念品募集要項

1. 目的

庄原市ふるさと応援寄附金による庄原市へのふるさと応援の推進と地元産品を通じた本市の魅力発信、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者へ贈呈する記念品を募集します。

2. 対象事業者

- (1) 市内に本社又は事業所（工場等を含む。）を有し、継続して事業活動を営んでいる法人、個人事業者、又は団体。
- (2) 商品の確保、梱包、発送管理などの記念品発送に係る一連の業務を、自社の責任で行うことができること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が暴力団等の関係者でないこと。また、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。（庄原市暴力団排除条例（平成 24 年庄原市条例第 11 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに該当しないものに限る。）
- (5) 庄原市個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

3. 募集する記念品の要件及び価格

(1) 要件

- ① 庄原市の魅力発信やPRに寄与する地元産品やサービス提供（以下、地元産品等）で、次のいずれかに該当する地元産品等であること。ただし、書籍等は対象としない。
 - ア 市内で生産・加工された商品で、市内で販売されているもの
 - イ 対象事業者が市外で加工し、主要な部分に市内の原材料を使用した商品で、市内で販売されているもの
 - ウ 対象事業者が市内で提供する体験型サービス
 - ・ 市内及び市施設内にてサービスが提供されること
 - ・ 市内の地域資源を利用していること
 - ・ 寄附者に対して、サービスの提供が受けられることが分かる利用検討を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後 1 年程度の有効期限を設けることができること
 - ・ 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること
 - ・ 安全性の配慮に努める事
- ② 年間を通じて安定的な供給が可能なものであること。ただし、季節限定品や数量限定品など寄附者に対して、あらかじめ数量等の周知ができる物は可能とする。
- ③ 全国への発送に耐えうる物であること。
- ④ 発送依頼があった場合は、速やかに発送できること。また、飲食物の場合は、原則と

して寄附者に到着後、2週間以上の消費期限が保証されるものであること。ただし、寄附者に送付希望日を確認し郵送するもので、かつ市長の承認した場合はこの限りではない。

- ⑤ 平成 28 年 4 月 1 日付総税企第 37 号総務大臣通知「地方税法、同法施行法、同法施行規則の改正等について」XIII特記事項 2（1）により通知された「ふるさと納税の趣旨」に反せず、公序良俗に反していないこと。
- ⑥ 平成 29 年 4 月 1 日付総税市第 28 号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
 - ・金銭類似性の高い物（プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等）
 - ・資産性の高い物（電気・電子機器・家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
 - ・価格が高額なもの
- ⑦ 市が委託する業者指定の宅配業者により配送が可能な商品であること。

（2）記念品の価格

記念品の価格は、別表（1）に定める「記念品の価格」以下とします。

- ・記念品の市の負担額は寄附金額の 3 割を上限とします。
- ・記念品の価格は、商品の販売価格（消費税（令和元年 10 月 1 日からの税率で算定したもの）を含む）とし、梱包資材等を加算したものとする。
- ・記念品の送料は市が負担する。

4. 申請及び承認について

記念品の募集に応募しようとする対象事業者は、「庄原市ふるさと応援寄附金記念品承認（変更）申請書」を庄原市へ提出してください。承認の可否については、申請内容を総合的に判断し申請内容を審査した後に、書面により通知します。

5. 応募方法

「庄原市ふるさと応援寄附金記念品承認（変更）申請書」に必要事項を記入し、庄原市企画振興部地域推進課に提出してください。

【提出書類】

- ① 庄原市ふるさと応援寄附金記念品承認（変更）申請書
- ② 市税完納証明書
- ③ 承認申請に係る誓約書
- ④ 記念品の販売価格が記載されたパンフレット等

※パンフレットがない場合は、販売価格の分かる書類を提出してください。

- ⑤ 記念品の写真のデータ（メールによる）

※ホームページ等で記念品を紹介するための写真データですので、背景に他のものが写りこまないようにご注意ください。

6. 募集期間

随時受付けています。

7. 記念品取りまとめ委託事業者

安心安全に配慮した記念品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応を効率的に行うため、記念品取扱業務全般を記念品取りまとめ委託事業者（以下、委託事業者）に委託します。

【委託業者】

株式会社さとふる

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン 13F

電話番号：092-710-6375（さとふるサポートセンター）

8. 記念品の発送について

承認された事業者（以下、承認事業者という。）は、記念品発送業務に係る業務委託契約を委託事業者と締結していただきます。

市へ寄附があった場合は、随時、委託事業者から承認事業者へ寄附者の住所・氏名などを連絡します。連絡を受けた承認事業者は、梱包などを行い寄附者へ記念品を発送してください。

9. 承認事業者のメリット

市のホームページに記念品の名前と画像、企業名等が掲載されるほか、記念品の発送時に、商品カタログ・チラシ等を同梱することで商品の販売促進及びPRが行えます。

10. 個人情報の取扱い

承認事業者は、寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、記念品を送付する以外の目的に使用することはできません。ただし、商品パンフレット等の同梱により、改めて寄附者から入手した個人情報は対象となりません。

11. その他留意事項

- （1） 承認事業者は、あらかじめ申請した記念品を変更・辞退する場合は、速やかに庄原市へ申し出てください。
- （2） 承認事業者は、記念品に関する寄附者からの苦情・問い合わせ等に真摯に対応してください。また、品質等によるクレームや保証は承認事業者で行うこととし、その内容及び対応について庄原市へ報告するものとします。なお、市は品質等によるクレームや保証についての一切の責任を負いません。
- （3） 承認事業者は、記念品に関して発送の遅延、販売停止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には、速やかに市へ報告することとします。
- （4） 市は、登録された承認事業者が本要項に定める要件に適合しなくなった場合には、そ

の登録を取り消します。

- (5) 市は、申請内容に虚偽があった場合若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合にはその登録を取り消します。
- (6) 承認事業者は、配送に係る業務を除き、事業に係る全ての事務を第三者に委託又は請け負わせることを禁止します。

12. 申込・問い合わせ先

庄原市役所 企画振興部地域推進課

〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

TEL 0824-73-1278

FAX 0824-72-3322

Mail chiiki@city.shobara.lg.jp